

平成29年第3回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年10月23日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成29年10月23日 午前9時30分宣告

開 議 平成29年10月23日 午前9時30分宣告

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎	知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	岡崎 省治
副町長	村田 豊昭	教育次長	片岡 雄司
教育長	川井 正一	産業建設課長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭
総務課長	麻田 正志	健康福祉課長	田村 秀明
税務課長	森田 修弘	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長		病院事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
1番 橋元 陽一 2番 宮崎 知恵子

平成29年第3回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成29年10月23日 午前9時30分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

平成29年第3回佐川町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加1〕

平成29年10月23日

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 会期の決定 |
| 日程第4 | | 副議長の選挙 |
| 日程第5 | | 常任委員の選任 |
| 日程第6 | | 議会運営委員の選任 |
| 日程第7 | | 議会広報編集委員の選任 |
| 日程第8 | | 国道494号佐川バイパス整備促進特別委員会の設置 |
| 日程第9 | | 高吾北広域町村事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第10 | | 日高村佐川町学校組合議会議員の選挙 |
| 日程第11 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度佐川町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第12 | 議案第77号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 同意案第12号 | 佐川町監査委員の選任について |
| 日程第14 | | 議員派遣について |
| 日程第15 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

事務局長（河添博明君）

おはようございます。事務局長の河添でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の片岡勝一議員を御紹介します。片岡勝一議員、議長席へお着きください。

臨時議長（片岡勝一君）

ただいま紹介されました片岡勝一です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから、平成29年第3回佐川町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会に当たり、町長より御挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、先日の町会議員選挙におかれまして御当選まことにおめでとうござい
ます。

私も、再選をさせていただきまして、私の任期は、今月10月28日から二期目ということになっておりますが、また議会の皆さんと執行部と両輪となって、佐川町の幸せなまちづくりを前に進めていきたいと思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

佐川町だけではなくてですね、日本の中山間地域、日本の小さい町、小さい村におきましては、担い手の不足が顕著化しております。大変、これからの4年間、大切な4年間だというふうに思っております。私も身を引き締めてしっかりと町政運営に当たっていききたいとそうように思っておりますので、ぜひ、御協力のほどよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、承認案件1件と一般会計の補正予算、議案が1件と同意案1件となっております。本日の臨時会、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

臨時議長（片岡勝一君）

以上で、町長挨拶を終わります。

ただいまから佐川町議会先例集の定めるところにより、議員及び

執行部の自己紹介を行います。橋元議員から順次お願いいたします。

(橋元陽一君)

初めての登壇となりました。どうぞよろしくお願いいたします。橋元陽一と申します。

(宮崎知恵子君)

宮崎知恵子でございます。初議員として一生懸命頑張っていきたいと思っております。御指導よろしくお願いいたします。

(西森勝仁君)

西森勝仁です。よろしくお願いいたします。

(下川芳樹君)

下川芳樹です。よろしくお願いいたします。

(坂本玲子君)

坂本玲子です。よろしくお願いいたします。

(邑田昌平君)

邑田昌平です。よろしくお願いいたします。

(森正彦君)

森正彦です。よろしくお願いいたします。

(松浦隆起君)

松浦隆起です。よろしくお願いいたします。

(岡村統正君)

岡村統正です。よろしくお願いいたします。

(中村卓司君)

中村卓司でございます。よろしくお願いいたします。

(永田耕朗君)

永田耕朗でございます。よろしくお願いいたします。

(西村清勇君)

西村清勇です。よろしくお願いいたします。

(藤原健祐君)

藤原健祐です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 (片岡勝一君)

片岡勝一です。議会の中でも3期目となり、最年長の片岡勝一です。よろしくお願いいたします。

町長 (堀見和道君)

町長の堀見和道です。よろしくお願いいたします。

副町長 (村田豊昭君)

副町長の村田豊昭です。よろしくお願ひします。

教育長（川井正一君）

教育長の川井正一でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

教育次長（片岡雄司君）

教育次長の片岡雄司です。どうぞよろしくお願ひします。

税務課長（森田修弘君）

税務課長の森田修弘です。よろしくお願ひします。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

会計管理者の真辺美紀です。よろしくお願ひいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

チーム佐川推進課長の岡崎です。よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

総務課長の麻田正志です。よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（公文博章君）

産業建設課長の公文と申します。よろしくお願ひします。

町民課長（和田強君）

町民課長の和田強と申します。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

健康福祉課長の田村秀明といいます。よろしくお願ひします。

国土調査課長（廣田郁雄君）

国土調査課長の廣田郁雄と申します。よろしくお願ひします。

農業委員会事務局長（吉野広昭君）

農業委員会事務局長の吉野広昭です。よろしくお願ひします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

病院事業副管理者兼事務局長の渡辺公平でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会事務局長（河添博明君）

議会事務局長、河添です。よろしくお願ひします。

臨時議長（片岡勝一君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長 (片岡勝一君)

ただいまの出席議員数は 14 人です。次に、立会人を指名します。
会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、1 番、橋元陽一君及び 2 番、宮崎知恵子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙配付)

臨時議長 (片岡勝一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 (片岡勝一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 (片岡勝一君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

臨時議長 (片岡勝一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 (片岡勝一君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、橋元陽一君及び 2 番、宮崎知恵子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

臨時議長 (片岡勝一君)

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、永田耕朗君 9 票、坂本玲子君 5 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、永田耕朗君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

臨時議長 (片岡勝一君)

ただいま議長に当選されました永田君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長承認及び挨拶を願います。

12番 (永田耕朗君)

一言御挨拶を申し上げたいと存じます。ただいまの議長選挙におきまして、議員各位の御支持をいただき当選をさせていただきました。大変身に余る光栄であり、謹んでお受けをいたしたいと存じます。議長の重責を考えたときに、身の引き締まる思いがいたしております。

去る10月8日の町議会議員選挙におきましては、3人の新人議員が当選をされました。新しい意見また活発な議論を期待するところでございますが、この町議会議員選挙、極めて投票率の低い結果となりました。この問題は、特定はできないかもしれませんが、私ども議会にも責任があろう。また町長選挙が無投票になったということで、盛り上がり欠けたということかもしれません。また、投票所が遠いというような、いろいろな要因があったかもしれませんが、私ども議会といたしましては、これから住民の声に耳を傾けて、住民のための審議を進めていかなければならないと考えるわけであります。

当然、公平公正であるべきであります。正論であるならば、少数意見も尊重されるべきであろうと思います。私は、議会ルールの中で議会の運営に心がけてまいりたいと思いますので、議会の皆様方また執行部の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。当選の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

臨時議長 (片岡勝一君)

永田議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

(議長交代)

議長（永田耕朗君）

議長を交代いたしました。議事日程配付のため休憩します。

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 9 時 52 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これからの日程は、お手元に配付してあります議事日程〔第 1 号の追加 1〕のとおりとします。

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番、橋元陽一君、2 番、宮崎知恵子君を指名します。

日程第 3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日に決定しました。

日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（永田耕朗君）

ただいまの出席議員数は 14 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番、西森勝仁君及び 4 番、下川芳樹君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

議長（永田耕朗君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（永田耕朗君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（永田耕朗君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

議長（永田耕朗君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（永田耕朗君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、西森勝仁君及び4番、下川芳樹君の開票の立ち会いを願います。

（開票）

議長（永田耕朗君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松浦隆起君9票、中村卓司君5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、松浦隆起君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

議長（永田耕朗君）

ただいま副議長に当選された松浦隆起君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長当選承諾及び挨拶を願います。

9番（松浦隆起君）

ただいま、議員の皆様のご御支持をいただきまして副議長の選任をいただきました松浦隆起でございます。大任でございますが、微力でございますが、謹んでお受けをさせていただきたいと思っております。議員の皆様、そして町長初め執行部の皆様、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

先ほど、永田議長のお話にもありましたが、今回の佐川町議会議員選挙、過去最低となる投票率となり、前回より約 11 ポイント低下をいたしました。この結果を、私も含め、議員そして我々議会が真摯に、そして重く受け止める必要があると私は感じております。

もし、そうではなく、これからの 4 年間、漫然と過ごしたならば、町民の方の失望はさらに深くなり、4 年後、極めて厳しい結果をまた頂戴することになると思っております。その意味からも、本日より永田議長のもと、力を合わせさらなる議会の活性化、進化へ向けて、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

そして、大川村にありますように、新たな議員のなり手、そういった課題もございます。そういったことも含めて議員の皆様と力を合わせ、永田議長のもと、微力ではございますが、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。どうぞ、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

ここで、日程第 5、常任委員の選任、から、日程第 8、国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会の設置、まで、以上 4 件を一括議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 5 から日程第 8 まで、以上 4 件を一括議題とすることに決定しました。

ここで、11 時 15 分まで休憩します。

休憩　　午前 10 時 5 分

再開　　午前 11 時 47 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、常任委員の選任についてお諮りします。

本件については、佐川町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第6、議会運営委員の選任についてお諮りします。

本件については、佐川町議会委員会条例第5条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第7、議会広報編集委員の選任について、お諮りします。

本件は、佐川町議会広報の発行に関する条例第3条第2項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第8、国道494号佐川バイパス整備促進特別委員会の設置について、お諮りします。

本案については、5人の委員で構成する国道494号佐川バイパス整備促進特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより、目的達成まで継続して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案については、5人の委員で構成する国道494号佐川バイパス整備促進特別委員会を設置し、これに付託して議会の

閉会中はもとより、目的達成まで継続して調査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会の委員の選任については、佐川町議会委員会条例第 5 条第 3 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会の委員長、副委員長互選のため、休憩します。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 50 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会及び国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

総務文教常任委員長、岡村統正君、副委員長、中村卓司君。

産業厚生常任委員長、藤原健祐君、副委員長、西森勝仁君。

議会運営委員長、西村清勇君、副委員長、中村卓司君。

議会広報編集委員長、下川芳樹君、副委員長西森勝仁君。

国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員長、松浦隆起君、副委員長森正彦君。

以上のとおりです。

日程第 9、高吾北広域町村事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙において、選挙すべき議員の定数は 4 名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によっ

て、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

高吾北広域町村事務組合議会議員に、藤原健祐君、松浦隆起君、
坂本玲子君及び議長永田耕朗を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました藤原健祐君、松浦隆起君、坂本玲子
君及び議長永田耕朗を高吾北広域町村事務組合議会議員の当選人
と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤原健祐君、松浦隆起君、坂
本玲子君及び議長永田耕朗が高吾北広域町村事務組合議会議員に
当選いたしました。

当選者が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定
によって当選の告知をします。

日程第 10、日高村佐川町学校組合議会議員の選挙を行います。

この選挙においては、選挙すべき議員の定数は 2 名です。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、
指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

日高村佐川町学校組合議会議員に、下川芳樹君と議長永田耕朗を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました下川芳樹君と議長永田耕朗を日高村佐川町学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下川芳樹君と議長永田耕朗が日高村佐川町学校組合議会議員に当選しました。

当選者が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

日程第 11、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて(平成 29 年度佐川町一般会計補正予算 (第 4 号))、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (堀見和道君)

それでは、承認事件について御説明申し上げます。承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度佐川町一般会計補正予算 (第 4 号)) につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,022 万 7 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 66 億 751 万円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 9 月 28 日に専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

総務課長 (麻田正志君)

それでは、私から承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度佐川町一般会計補正予算 (第 4 号)) について御説明をいたします。

この補正予算につきましては、9 月 28 日に衆議院が解散したことに伴い、10 月 10 日公示、昨日 10 月 22 日に投開票のあった衆議院議員総選挙の執行費に充てるために専決処分したものということになっております。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出のほうから説明のほうをさせていただきます。2款、4項、2目衆議院議員選挙費、1節報酬費になりますけれど、114万6千円につきましては、投票立会人や投票管理者などに対します委員等報酬ということになっております。その下の3節職員手当等の188万9千円は、選挙の執行に伴います職員の超過勤務等の費用ということになっております。7節賃金の131万円は、投票事務従事者などに対します賃金となっております。8節報償費の14万4千円は、投票事務説明会への出席者に対します謝礼金となっております。9節旅費の1万7千円は、投票事務説明会への出席者などに対します費用弁償となっております。11節需要費の126万7千円は、ポスター掲示板や掲示板用くいなどに要する消耗品費、また当日の投票事務従事者の夕食などに要します食料費、また入場券や選挙公報用封筒の印刷などに要する印刷製本費となっております。12節役務費の140万2千円は、入場券や選挙公報の各戸配布などに要する郵送料、また各投票所などに設置いたします臨時電話の電話料、選挙機材の点検などに要する手数料ということになっております。13節委託料の55万円は、ポスター掲示場設置及び撤去の委託料ということになっております。14節使用料及び賃借料の142万2千円は、主に開票のときに使用いたします投票用紙の読み取り分類機のリース料ということになっております。18節備品購入費の108万円は、投票用紙の読み取り分類機の増設ユニットの購入費用ということになっております。

続きまして歳入になります。8ページ、9ページをお開きください。

14款、3項、1目、5節選挙費委託金の1,022万7千円は、衆議院議員選挙費といたしまして、全額国から交付されるもので、高知県を通じて支給されるものということになっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度佐川町一般会計補正予算(第4号))、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第77号、平成29年度佐川町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長(堀見和道君)

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

議案第77号、平成29年度佐川町一般会計補正予算(第5号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ1,687万4千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ66億2,438万4千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

総務課長(麻田正志君)

それでは私から、議案第77号、平成29年度佐川町一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出から説明をさせていただきます。

7款、1項、3目、22節補償、補填及び賠償金の358万3千円は、四ツ白地区の道路改良工事現場におきまして、台風18号の大雨の影響により、施工途中であったブロック積みが被災したために、被災したブロックの撤去費用を補償費として支払うものということになっております。

議案第77号につきましては参考資料をつけておりますので、そちらのほうもごらんください。こちらのほうに被災箇所の写真等が載っております。

同じく、その上の15節工事請負費の455万5千円は、被災箇所

の工法が変更になることによる増額分ということになっております。

その下の表になります。10 款、2 項、1 目、13 節委託料の 844 万 4 千円は、台風 18 号により被災いたしました道路や河川などの公共施設の災害復旧を国に申請するために測量設計業務を委託するものとなっております。18 節備品購入費の 23 万 2 千円は、予算の査定を受検するために必要な A 1 サイズの図面を印刷することができるプロッターが故障し、使用できなくなったために購入するものということになっております。すみません、訂正いたします。備品購入費の 29 万 2 千円でした。

続きまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入となります。17 款、1 項、1 目、1 節財政調整基金繰入金の 1,687 万 4 千円は、歳出の財源に充てるため財政調整基金から繰り入れるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、同意案第 12 号、佐川町監査委員の選任について、を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、西森勝仁君の退場を求めます。

（西森勝仁君退場）

提案者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは同意案件について御説明申し上げます。

同意案第 12 号、佐川町監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、佐川町議会議員西森勝仁氏を、議員のうちから選任する監査委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

西森氏は 1 期目ではありますが、長年佐川町役場に勤務され、課長職を歴任された後、副町長も務められるなど、行政経験も豊富であり業務にも精通されております。また、人格は高潔であり、責任感と信頼性のある人柄は監査委員として適任と考えます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意案第 12 号、佐川町監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立を願います。

賛成全員。

したがって、同意案第 12 号は、同意することに決定しました。

西森勝仁君の入場を求めます。

（西森勝仁君入場）

日程第 14、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第 15、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

議会運営委員長、議会広報編集委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長、議会広報編集委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に提出されました全ての案件は終了しました。町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本日は、提出をさせていただきました承認案件、議案、同意案件、全て適切な御決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨日は、超大型の台風が佐川町、高知県近辺にもやっけてまいりました。思ったよりも風が強くてですね、大きな被害はありませんでしたが、家屋の被害や農作物の被害が若干出ているという話を聞いております。今後も、議員の皆様と、議会の皆様と力を合わせて、災害に強い佐川町をともにつくってまいりたいと思いますので、ぜひ御指導御協力のほど、よろしく願います。

また、今後幸せな佐川町のまちづくりを進めていくためにも、議会の皆様と執行部が両輪となって、切磋琢磨して前に進めていくことが大切だというふうに思っております。私も、28日から二期目の任期を迎えることになっておりますが、初心を忘れず真摯に、一生懸命仕事をしていきたいと思っておりますので、何とぞ、今後も引き続き御指導御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

本日はありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成 29 年第 3 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 0 時 15 分